

吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に定める書面)

2023 年 6 月 7 日

株式会社メイテック

2023年6月7日

愛知県名古屋市西区康生通二丁目20番地1

株式会社メイテック

代表取締役社長 國分 秀世

吸収分割に係る事前開示事項

当社は、2023年5月11日付で株式会社メイテック分割準備会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）との間で締結した吸収分割契約（以下「本吸収分割契約」といいます。）に基づき、2023年10月1日を効力発生日として、本吸収分割契約に定める事業に関して当社が有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条に基づく事前開示事項は、以下のとおりです。

記

1. 吸収分割契約の内容

本吸収分割契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 吸収分割の対価の相当性に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日時点において当社の完全子会社であるため、本吸収分割に際して株式の割当てその他の対価の交付は行いません。

3. 吸収分割承継会社に関する事項

(1) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、2023年4月3日に成立した会社であるため、確定した事業年度は存在しません。同社の成立の日における貸借対照表は別紙2のとおりです。

(2) 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

4. 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

当社及び吸収分割承継会社は、本吸収分割後に予想される当社及び吸収分割承継会社の資産及び負債の額並びに収益状況について検討した結果、当社及び吸収分割承継会社ともに、本吸収分割後の資産の額は負債の額を上回ることが見込まれており、本吸収分割後に負担する債務の履行に支障を及ぼす事態の発生は想定されていないことから、本吸収分割後の当社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みについては問題ないものと判断しております。

以上

吸収分割契約書

株式会社メイテック（以下「甲」という。）及び株式会社メイテック分割準備会社（以下「乙」という。）は、甲が第1条に定める事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割）

甲は、本契約の定めるところに従い、吸収分割の方法により、甲が営む一切の事業（但し、甲が株式を保有する会社の事業活動に対する支配又は管理及びグループ運営に関する事業を除く。以下「本件事業」という。）に関して甲が有する第3条第1項に定める権利義務を乙に承継させ、乙は、これを承継する。

第2条 （分割会社及び承継会社の商号及び住所）

本吸収分割に係る吸収分割会社である甲及び吸収分割承継会社である乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

① 甲（吸収分割会社）

商号：株式会社メイテック（但し、効力発生日（第6条に規定する効力発生日をいう。以下同じ。）付で「株式会社メイテックグループホールディングス」に商号変更予定）
住所：愛知県名古屋市西区康生通二丁目20番地1
（但し、効力発生日付で「神奈川県厚木市森の里青山15番1号」に移転予定）

② 乙（吸収分割承継会社）

商号：株式会社メイテック分割準備会社（但し、効力発生日付で「株式会社メイテック」に商号変更予定）
住所：神奈川県厚木市森の里青山15番1号

第3条 （承継する権利義務等）

- 乙が本吸収分割により甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細」に記載のとおりとする。
- 本吸収分割による甲から乙への債務の承継は、重疊的債務引受けの方法による。但し、甲乙間においては、乙が当該債務の全部を負担するものとし、当該債務について甲が履行その他の負担をしたときは、甲は、乙に対し、その負担の全額を求償することができる。

第4条 （吸収分割に際して交付する金銭等）

乙は、本吸収分割に際し、甲に対して、本吸収分割により承継する権利義務に代わる金銭等の対価の交付を行わない。

第5条 （乙の資本金及び準備金に関する事項）

本吸収分割により、乙の資本金及び準備金の額は増加しない。

第6条 （効力発生日）

本吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年10月1日とする。但し、本吸収分割に係る手続の進行等に応じて必要がある場合には、甲及び乙は、協議の上、合意により効力発生日を変更することができる。

第7条 （株主総会の決議）

- 甲は、効力発生日の前日までに、本契約及び本吸収分割に関して必要な事項について甲の株主総会の決議を求めるものとする。

- 乙は、会社法第 796 条第 1 項本文の定めに従い、同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ることなく、本吸収分割を行う。

第8条 (会社財産の管理)

甲は、本契約締結日から効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって業務を執行し、その資産及び負債を管理する。

第9条 (競業禁止義務)

甲は、効力発生日以降においても、乙に対して本件事業に関し競業禁止義務を負わない。

第10条 (本契約の変更及び解除)

本契約締結日から効力発生日までの間、天災地変その他の事由により、本件事業若しくはこれに属する財産に重要な変更が生じたとき又は本吸収分割の目的の達成が困難になったときは、甲及び乙は、協議の上、本吸収分割の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、効力発生日の前日までに第 7 条に定める甲の株主総会の決議による本契約の承認又は必要な関係当局の許可等が得られないときは、その効力を失う。

第12条 (準拠法及び専属的合意管轄)

- 本契約の有効性、解釈及び履行については、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
- 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (協議)

本契約に定めるもののほか、本吸収分割に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議の上、これを定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲乙記名押印の上、乙がこれを保有し、甲が原本の写しを保有する。

2023 年 5 月 11 日

甲 愛知県名古屋市中区康生通二丁目 20 番地 1
株式会社メイテック
代表取締役社長 國分 秀世

乙 神奈川県厚木市森の里青山 15 番 1 号
株式会社メイテック分割準備会社
代表取締役社長 國分 秀世

承継対象権利義務明細

本吸収分割に際し、効力発生日において乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、効力発生日の直前において甲が有する以下の権利義務とする。なお、乙が甲から承継する権利義務のうち資産及び債務は、2023年3月31日時点の甲の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除したうえで確定する。

1. 資産

①流動資産

本件事業に関して甲が有する現金及び預金（本件事業の運転資金として必要な金額に限る。）、売掛金、受取手形、棚卸資産その他の流動資産

②固定資産

本件事業に関して甲が有する有形固定資産（但し、以下に掲げる土地及び建物を除く。）、無形固定資産（但し、特許権、商標権、意匠権及び実用新案権を除く。）、投資その他の固定資産

名称	所在地
名古屋テクノセンターの土地及び建物	愛知県名古屋市西区康生通二丁目20番地1
厚木テクノセンターの土地及び建物	神奈川県厚木市森の里青山15番1号

2. 負債

①流動負債

本件事業に関して甲が負う買掛金、支払手形、未払金、未払費用、預り金、前受金その他の流動負債

②固定負債

本件事業に関して甲が負う退職給付引当金その他の固定負債

3. 雇用契約等

効力発生日において甲に在籍しているすべての従業員（出向している者、嘱託社員、契約社員及び臨時従業員を含み、また、本件事業に従事している者か否かを問わない。）に係る労働契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

4. 許認可等

本件事業に関して甲が有し、又は具備する免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち法令上承継可能なもの

5. その他権利義務

本件事業に関して甲が締結している雇用契約以外の契約（当該契約に附帯又は関連する契約を含む。以下同じ。）における契約上の地位及び当該契約に基づく権利義務

上記第1項から第5項までの記載にかかわらず、本契約締結後に法令その他の規制上本吸収分割による承継が不可能又は著しく困難であることが判明した権利義務（当該承継に関して契約上必要となる相手方の同意が得られないことが判明したもの、及び当該承継により甲又は乙において著しい出捐を生じることが判明したものを含む。）については、承継対象権利義務から除外される。

株式会社メイテック分割準備会社 貸借対照表 (2023年4月3日設立時点)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	1,000	流動資産	—
固定資産	—	固定負債	—
		負債合計	—
		純 資 産 の 部	
		資本金	800
		資本準備金	200
		純資産合計	1,000
資産合計	1,000	負債純資産合計	1,000